

## ふるさと納税制度(ふるさとづくり寄附金)

### 1. ふるさと納税制度とは

この制度は、お住まいの地方公共団体以外の「ふるさとに貢献したい」、「応援したい」とお思いになれる地方公共団体に対し寄附を行った場合、5,000円を超える部分を住民税などから個人住民税所得割額の1割程度を上限として個人住民税の特例税額控除が行われるものです。

お住まいの地方公共団体にとっても貴重な税金ですが、「津野町応援隊」としてぜひともよろしく願います。

#### ご注意

- ・控除を受けるには確定申告が必要になります。
- ・所得税では確定申告での課税所得金額の計算において寄附金控除が適用され、個人住民税では寄附した年の翌年の住民税が控除適用後の税額で算定されます。

### 2. 寄附金はどのように活用されるの？

みなさまから頂いた寄附金は以下の事業に活用させていただきます。

なお、寄附される際には、寄附の用途をご指定ください。

特に指定のない場合は、町長が用途を決定し大切にに使わせていただきます。

#### 1 人づくり事業

- ・幼児教育の充実
- ・学校教育の充実
- ・津野町を担う人材育成
- ・住民自治の育成と支援

#### 2 働き場づくり事業

- ・地域に根ざした商工業の振興
- ・企業誘致
- ・農林業の振興
- ・風と水と森を取り組んだ観光レクリエーションの振興

#### 3 環境保全事業

- ・二つの清流(四万十川、新莊川)等の自然環境の保全
- ・定住環境、衛生環境の整備
- ・上下水道施設の整備
- ・消防、防災、交通安全の推進

#### 4. 寄附の手続きは？

##### 寄附金申込書

まず、寄附金申込書により寄附のお申し込みをお願いします。

寄附金申込書は、郵便・ファックス・電子メールのいずれかの方法により、津野町役場総務課までお送りください。

##### 寄附金の払込方法

「郵便振替」、「現金書留払い」、「町指定銀行口座振込」、「納付通知書払い(金融機関からの振込み)」、「津野町役場での窓口払い」のいずれかの方法でお送りください。

##### ・郵便振替を選択された場合

後日、ゆうちょ銀行の振替用紙を郵送いたしますので、全国のゆうちょ銀行及び郵便局からお振り込みください。(振込手数料は津野町が負担します)

##### ・現金書留払いを選択された場合

寄附金申込書受領後、こちらから確認の連絡をいたしますので、その後、津野町役場総務課あてに郵送ください。(郵送料がかかります)

##### ・町指定銀行口座振込を選択された場合

後日、指定口座をお知らせいたしますのでお振り込みください。(振込手数料がかかります)

##### ・納付通知書払いを選択された場合

後日、納付通知書を郵送しますので、次の金融機関からお振り込みください。(振込手数料は津野町が負担します)

1. 土佐くろしお農業協同組合
2. 津野山農業協同組合

##### 寄附金の受領を証明する書類

後日、確定申告の手続き書類として、寄附金の受領を証明する書類等を郵送いたします。

#### 5. お問い合わせ

〒785 - 0201

高知県高岡郡津野町永野471 - 1

津野町役場 総務課

電話:0889 - 55 - 2311

FAX:0889 - 55 - 2022

E mail:soumu@town.kochi-tsuno.lg.jp